

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

日野郡江府町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金62,700円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年12月26日

(2) 事故発生場所

日野郡江府町大字俣野地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所属の職員が、公務のため大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、投雪した雪が和解の相手方所有の建物のガラス戸に当たり、同ガラス戸を破損させたものである。